

令和 4 年

第 7 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 4 年 7 月 2 7 日 (水) 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和4年第7回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

- |        |  |
|--------|--|
| 第17号議案 | 赤穂市学校給食費食材支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について |
| その他    | 問題行動、いじめ・不登校の状況について                    |

## 第 17 号議案

赤穂市学校給食費食材支援事業補助金交付要綱の一部を  
改正する要綱の制定について

赤穂市学校給食費食材支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を下記  
のとおり制定したい。

令和 4 年 7 月 27 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

### 記

赤穂市学校給食費食材支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

赤穂市学校給食費食材支援事業補助金交付要綱（令和 4 年赤穂市訓令甲第  
25 号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則  
に次の 1 項を加える。

（令和 4 年 4 月以降の食材費高騰に対する補助金の加算）

2 令和 4 年 4 月以降の食材費高騰に対応するため、第 4 条に規定する学校給  
食費 1 食当たりの補助金の額に、4 円を加算する。この場合において、加算  
額については、第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、給食センターが調達する  
対象児童等に係る学校給食食材費に充当するものとする。

### 付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の  
会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開